



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 6 9 号 の 5

令和4年(2022年)3月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次  | ページ |   |
|--|-----|---|
| ●規 則   |     | ○金沢市契約規則の一部を改正する規則<br>(監 理 課) 8               |
| ○金沢市職員就業規則等の一部を改正する規則<br>(人 事 課) 1                                     | 1   | ○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則<br>(総 務 課) 9             |
| ○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則<br>( " ) 1                                      | 1   | ○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則<br>(税 務 課) 9        |
| ○職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則<br>( " ) 2                                 | 2   | ○金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則<br>(青少年健全育成センター) 10 |
| ○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則<br>( " ) 4                                    | 4   | ○金沢市民芸術村条例施行規則の一部を改正する規則<br>(文化政策課) 11        |
| ○金沢市財務規則の一部を改正する規則<br>(財 政 課) 5  | 5   | ○金沢の文化の人づくり奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則<br>( " ) 12 |
| ○金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則<br>( " ) 8 | 8   |   |

## 規 則

金沢市職員就業規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

### ●金沢市規則第15号

金沢市職員就業規則等の一部を改正する規則

(金沢市職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市職員就業規則(昭和24年規則第135号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「市長又は市長の定める上級職員の面前において」を削り、「に署名しなければ」を「を市長に提出しなければ」に改める。

(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第2条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第7条の2中「に署名しなければ」を「を市長に提出しなければ」に改める。

(金沢市消防団規則の一部改正)

第3条 金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第12条中「に署名し、」を「を」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第16号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表総務課の項の次に次のように加える。

|       |        |   |                 |
|-------|--------|---|-----------------|
| 文書法制課 | 作業服（上） | 1 | 公文書館で業務を行う者に限る。 |
|-------|--------|---|-----------------|

別表第1第2項の表中

|                                 |        |   |  |   |
|---------------------------------|--------|---|--|---|
| 歴史都市推進課<br>用水・惣構堀保全室<br>町家保全活用室 | 作業服（上） | 1 |  | を |
|                                 | 作業服（下） | 2 |  |   |

|         |        |   |  |    |
|---------|--------|---|--|----|
| 歴史都市推進課 | 作業服（上） | 1 |  | に、 |
|         | 作業服（下） | 2 |  |    |

|                    |             |   |                |   |
|--------------------|-------------|---|----------------|---|
| ごみ減量推進課<br>家庭ごみ対策室 | 作業服（上）      | 1 | 立入検査に従事する者を除く。 | を |
|                    | 作業服（上、下）    | 2 | 立入検査に従事する者に限る。 |   |
|                    | 作業服（夏）（上、下） | 2 |                |   |
|                    | 防寒衣         | 1 |                |   |
|                    | ゴム長靴        | 1 |                |   |
|                    | 防寒長靴        | 1 |                |   |

|         |             |   |                         |   |
|---------|-------------|---|-------------------------|---|
| ごみ減量推進課 | 作業服（上）      | 1 | 立入検査に従事する者を除く。          | に |
|         | 作業服（上、下）    | 2 | 立入検査に従事する者に限る。          |   |
|         | 作業服（夏）（上、下） | 2 |                         |   |
|         | 防寒衣         | 1 |                         |   |
|         | ゴム長靴        | 1 |                         |   |
|         | 防寒長靴        | 1 |                         |   |
|         | 安全靴         | 1 | 事業ごみ対策担当で立入検査に従事する者に限る。 |   |

改め、事業ごみ対策室の項を削り、  

|                             |
|-----------------------------|
| 玉川図書館<br>泉野図書館<br>金沢海みらい図書館 |
|-----------------------------|

 を  

|   |
|---|
| 玉川図書館<br>泉野図書館<br>玉川子ども図書館<br>金沢海みらい図書館 |
|---|

 に改める。

別表第2第2項の表作業服（下）の項中「ごみ減量推進課（）」の次に「事業ごみ対策担当者及び」を加え、「事業ごみ対策室」を削り、同表防寒衣の項中「家庭ごみ対策室、事業ごみ対策室」を削り、同表安全靴の項中「ごみ減量推進課（）」の次に「事業ごみ対策担当者及び」を加え、「事業ごみ対策室」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第17号

職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

|                |     |     |   |
|----------------|-----|-----|---|
| 東京事務所及び金沢営業戦略室 | 主事  | 1.0 | を |
| 保育所            | 保育士 | 0.8 |   |
| 東京事務所及び金沢営業戦略室 | 主事  | 1.0 | に |

改める。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和36年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「ついては」の次に「次条に定めるもののほか」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(給料の調整額の支給)

第5条の2 給料の調整を行う職員は、保育所に勤務する職員(調理業務に従事する職員に限る。)とする。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第7に掲げる調整基本額(その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に100分の80を乗じて得た額(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあってはその額に金沢市職員就業規則(昭和24年規則第135号。以下「就業規則」という。)第46条第2号の規定により定められたその者の1週間当たりの就業時間を38時間45分で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあってはその額に就業規則第46条第3号の規定により定められたその者の1週間当たりの就業時間を38時間45分で除して得た数を、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあってはその額に就業規則第46条第4号の規定により定められたその者の1週間当たりの就業時間を38時間45分で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とする。)とする。

第8条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第8条の2中「法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」に改める。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7(第5条の2関係)

| 職務の級 | 調整基本額  |
|------|--------|
| 1級   | 6,000円 |
| 2級   | 7,400円 |
| 3級   | 8,500円 |
| 4級   | 8,500円 |
| 5級   | 9,600円 |

(金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

|  |   |     |    |   |    |   |
|--|---|-----|----|---|----|---|
| 保育士、司書その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として市長が定めるもの | 短大卒   | 1   | 11 | 1 | 35 | を |
|  | 事務補助員、技術補助員その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として市長が定めるもの | 高校卒 | 1  | 1 | 1  |   |

|   |            |     |   |    |   |    |   |
|---|------------|-----|---|----|---|----|---|
| 保育士、司書その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として市長が定めるもの      | 保育所に勤務するもの | 短大卒 | 1 | 15 | 1 | 39 | に |
|   | 上記以外のもの    | 短大卒 | 1 | 11 | 1 | 35 |   |
| 事務補助員、技術補助員その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として市長が定めるもの | 保育所に勤務するもの | 高校卒 | 1 | 5  | 1 | 29 |   |
|   | 上記以外のもの    | 高校卒 | 1 | 1  | 1 | 25 |   |

改める。

(金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第4条 金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

|       |            |    |    |   |
|-------|------------|----|----|---|
| 調理補助員 | 21         | 45 | を  |   |
| 調理補助員 | 保育所に勤務するもの | 25 | 49 | に |
|       | 上記以外のもの    | 21 | 45 |   |

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例施行規則の規定、第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定、第3条の規定による改正後の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定及び第4条の規定による改正後の金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和4年2月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第18号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和36年規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第6条関係)

| 期間の区分    | 職員の区分   |        |        |
|----------|---------|--------|--------|
|          | 1項職員    | 2項職員   | 3項職員   |
|          | 円       | 円      | 円      |
| 1年未満     | 308,600 | 50,800 | 50,000 |
| 1年以上2年未満 | 308,600 | 50,800 | 47,000 |

|            |         |        |        |
|------------|---------|--------|--------|
| 2年以上3年未満   | 308,600 | 50,800 | 44,000 |
| 3年以上4年未満   | 308,600 | 50,800 | 41,000 |
| 4年以上5年未満   | 308,600 | 50,800 | 38,000 |
| 5年以上6年未満   | 308,600 | 50,800 | 35,000 |
| 6年以上7年未満   | 308,600 | 49,000 | 32,000 |
| 7年以上8年未満   | 308,600 | 47,200 | 29,000 |
| 8年以上9年未満   | 308,600 | 45,400 | 26,000 |
| 9年以上10年未満  | 308,600 | 43,600 | 23,000 |
| 10年以上11年未満 | 308,600 | 41,800 | 19,500 |
| 11年以上12年未満 | 308,600 | 40,000 | 16,000 |
| 12年以上13年未満 | 308,600 | 38,200 | 12,500 |
| 13年以上14年未満 | 308,600 | 36,400 | 9,000  |
| 14年以上15年未満 | 308,600 | 35,000 | 5,500  |
| 15年以上16年未満 | 308,600 | 33,600 |        |
| 16年以上17年未満 | 305,300 | 32,200 |        |
| 17年以上18年未満 | 302,000 | 30,800 |        |
| 18年以上19年未満 | 298,700 | 29,400 |        |
| 19年以上20年未満 | 295,400 | 28,000 |        |
| 20年以上21年未満 | 292,100 | 26,600 |        |
| 21年以上22年未満 | 278,300 | 26,000 |        |
| 22年以上23年未満 | 264,300 | 25,400 |        |
| 23年以上24年未満 | 250,800 | 24,400 |        |
| 24年以上25年未満 | 236,900 | 23,800 |        |
| 25年以上26年未満 | 223,200 | 23,200 |        |
| 26年以上27年未満 | 205,600 | 22,600 |        |
| 27年以上28年未満 | 188,500 | 22,000 |        |
| 28年以上29年未満 | 171,200 | 21,200 |        |
| 29年以上30年未満 | 153,600 | 20,900 |        |
| 30年以上31年未満 | 135,600 | 20,500 |        |
| 31年以上32年未満 | 117,300 | 19,900 |        |
| 32年以上33年未満 | 99,400  | 19,000 |        |
| 33年以上34年未満 | 73,400  | 18,100 |        |
| 34年以上35年未満 | 49,100  | 17,400 |        |

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

## ●金沢市規則第19号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「オリンピック関連事業推進室」を「国民文化祭推進室」に改める。

第35条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者が第165条ただし書に規定する別に定める日を定めたときは、その日までに調定することができる。

第39条ただし書中「又は事後調定に係る収入」を「、事後調定に係る収入又は法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）が納付する収入」に改める。

第43条に次の1号を加える。

(5) 指定納付受託者が納付する収入金

第57条第1項第2号中「、近江町交流プラザ」及び「、中央公民館、キゴ山ふれあい研修センター」を削り、「教育プラザ青少年健全育成センター」を「教育プラザ」に改め、「係るものに限る。）」の次に「、金沢市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第2号）の規定に基づく特定歴史公文書等の写しの交付に係る実費」を加え、同項第3号中「障害者高齢者体育館又は教育プラザ青少年健全育成センター」を「教育プラザ」に改め、「建築指導課及び」を削り、「、第37号から第45号まで、第73号並びに第115号（建築指導課で取り扱うものに限る。）」を「並びに第37号から第44号まで」に改め、「、幼児教育センターで取り扱う幼児発達相談に係る実費」及び「、建築指導課で取り扱う建築計画概要書等の写しの交付に係る実費」を削り、「泉野図書館」の次に「、玉川こども図書館」を加え、同項第4号中「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を「近江町交流プラザ、中央公民館又はキゴ山ふれあい研修センターの使用料、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」に改め、「建築指導課及び」を削り、「並びに第115号（建築指導課で取り扱うものを除く。）」を「、第73号並びに第115号」に改め、「除く。」の使用料」の次に「、障害者高齢者体育館の使用料のうち個人使用の場合の使用料」を、「利用等に係る実費」の次に「、幼児教育センターで取り扱う幼児発達相談に係る実費、建築指導課で取り扱う建築計画概要書等の写しの交付に係る実費」を、「泉野図書館」の次に「、玉川こども図書館」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（指定納付受託者による納付の取扱い）

第57条の2 指定納付受託者による納付を行う者に対しては、領収証書は、交付しないものとする。この場合において、現金による納付が行われる場合に第32号様式の現金領収証書を交付することとなるものについて、現金出納員又は現金取扱員が、現金による納付に代えて指定納付受託者による納付を行う旨の申し出を受け、指定納付受託者による納付が行われることを確認したときは、指定納付受託者による納付であることを示す書面を交付するものとする。

第61条中「欠損処分」を「不納欠損処分」に改める。

第66条第2項第2号中「及び金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例」を「、金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例」に改め、「職員以外のもの」の次に「及び金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）に基づき報酬が支給される消防団員」を加える。

第70条第19号を次のように改める。

(19) 法令、条例、規則又は告示（以下「法令等」という。）により現金で支払うことが定まっている経費

第74条第3項中「及び報酬等条例」を「、報酬等条例」に改め、「職員以外の職員」の次に「及び金沢市消防団条例に基づき報酬が支給される消防団員」を加える。

第84条の2中「競馬における事故支出金」を「次の各号に掲げる経費」に、「当該競馬における勝馬投票券の発売代金」を「当該各号に掲げる収入金」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 競馬における事故支出金 競馬における勝馬投票券の発売代金
- (2) 指定納付受託者に支払う手数料 指定納付受託者が納付した収入金

第165条中「即日」を「収納した日の翌日（その日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直後の日曜日等以外の日）までに」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、会計管理者が必要があると認めるときは、会計管理者が別に定める日までに払い込むことができる。

第204条第1項中「許可指令書」を「許可書」に改める。

第279条中「で免除その他の事由により欠損処分に付するものがある場合は、欠損処分」を「について不納欠損処分を行おうとするときは、不納欠損処分」に改め、同条に次の2項を加える。

2 不納欠損処分は、次に掲げる事由が生じたときに行うものとする。

- (1) 債権が免除されたこと。
- (2) 債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたこと（債権が法律の規定により債務者の援用を待たないで消滅するものであるときは、消滅時効が完成したこと。）。
- (3) 債権で国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収するものが国税徴収法（昭和34年法律第147号）第153条第4項又は第5項の規定により消滅したこと。

- (4) 債権について、次項の規定によりその全部又は一部が消滅したものとみなして整理したこと。
- 3 債権について次に掲げる事由が生じたときは、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。
- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあること。
- (2) 債務者である法人の清算が終了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について前号から第4号までに掲げる事由がない場合を除く。）。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたこと。

別表第1甲表中

|     |      |  |      |
|-----|------|--|------|
| 総務課 | 総務課長 | ア 入札保証金の出納及び保管に関する事務<br>イ 市民講座等の受講及び冊子等の頒布に係る実費の収入に関する事務 | 所属職員 |
|-----|------|--|------|

を

|       |        |  |      |
|-------|--------|--|------|
| 総務課   | 総務課長   | ア 入札保証金の出納及び保管に関する事務<br>イ 市民講座等の受講及び冊子等の頒布に係る実費の収入に関する事務 | 所属職員 |
| 文書法制課 | 文書法制課長 | 金沢市公文書等の管理に関する条例の規定に基づく特定歴史公文書等の写しの交付に係る実費の収入に関する事務      | 所属職員 |

に、

|             |               |  |      |
|-------------|---------------|--|------|
| 青少年健全育成センター | 青少年健全育成センター所長 | ア 青少年健全育成センターの体育館の使用料の収入に関する事務<br>イ 長土塀青少年交流センターの使用料の収入に関する事務<br>ウ 長土塀青少年交流センターで取り扱う文献複写に係る実費の収入に関する事務 | 所属職員 |
|-------------|---------------|--|------|

を

|             |               |  |      |
|-------------|---------------|--|------|
| 青少年健全育成センター | 青少年健全育成センター所長 | ア 長土塀青少年交流センターの使用料の収入に関する事務<br>イ 長土塀青少年交流センターで取り扱う文献複写に係る実費の収入に関する事務 | 所属職員 |
|-------------|---------------|--|------|

に、

|        |         |  |      |
|--------|---------|--|------|
| 図書館総務課 | 図書館総務課長 | 図書館で取り扱う文献複写、市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務 | 所属職員 |
|--------|---------|--|------|

を

|          |            |  |      |
|----------|------------|--|------|
| 図書館総務課   | 図書館総務課長    | 図書館で取り扱う文献複写、市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務 | 所属職員 |
| 学校教育センター | 学校教育センター所長 | 教育プラザの体育館の使用料の収入に関する事務                     | 所属職員 |

に

改める。

別表第1の3中「法令、条例、規則又は告示（以下「法令等」という。）」を「法令等」に改める。

別表第2中「指令を」を「交付決定を」に、「指令金額」を「交付しようとする額」に、「指令書」を「交付決定通知」に改める。

別表第4中

|   |          |    |    |
|---|----------|----|----|
| 「 | 泉野図書館    | 館長 | 」を |
| 「 | 泉野図書館    | 館長 | 」に |
|   | 玉川こども図書館 | 館長 |    |

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第61条及び第279条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第57条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から令和4年6月30日までの間、近江町交流プラザ、中央公民館及びキゴ山ふれあい研修センターの使用料にあっては様式第30号、障害者高齢者体育館の使用料のうち個人使用の場合の使用料、建築指導課で取り扱う金沢市手数料条例の規定に基づく手数料、幼児教育センターで取り扱う幼児発達相談に係る実費及び建築指導課で取り扱う建築計画概要書等の写しの交付に係る実費にあっては様式第31号の様式による現金領収証書を交付することができる。

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第20号

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則（昭和44年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第19条の3を削る。

第22条中「時効等により債権が消滅した場合においては、課長」を「課長は、債権の不納欠損処分を行おうとするとき」に改める。

第28条第1項中「、第19条の3」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第21号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第2号に掲げる契約においては、同号の最低制限価格基準額を予定価格決定書に記載するものとする。

第15条第2項第1号中「契約」の次に「(次号に掲げる契約を除く。)」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 前項第1号に掲げる契約（別に定めるところにより変動型最低制限価格制度を適用する契約に限る。） 予定価格の10分の9.2を超えず、かつ、10分の7.5を下らない範囲内でその都度定める最低制限価格基準額に、0.9990から1.0010までの範囲内において無作為に算出した係数を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）



様式第1号中

最低制限価格  
又は低入札価格  
調査基準価格

を

最低制限価格、  
最低制限価格基準額  
又は低入札価格  
調査基準価格

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第22号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎5号の項中「16,682円」を「15,390円」に、「26,448円」を「23,294円」に改め、同表金沢公舎1号の項中「28,386円」を「25,564円」に、「47,227円」を「42,994円」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第23号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第7項中「第4項、第19項、第22項又は第23項」を「第31項、第34項又は第35項」に改める。

第33号様式を次のように改める。

第33号様式 削除

第34号様式（表）を次のように改める。

(表)

法人の市民税に係る更正（決定）通知書

地方税法第321条の11の規定により、次のとおり更正（決定）しましたので通知します。

年 月 日

金沢市長

印

| 整理番号               | 管理番号                                       | 事業年度又は<br>連結事業年度 | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
|--------------------|--|------------------|--------------------|
|                    |  | 法定納期限            | 年 月 日              |
|                    |  | 国税処理日            | 年 月 日              |
|                    |  | 指定納期限            | 年 月 日              |
|                    |  | 更正（決定）<br>の理由    |                    |
| 区 分                |  | 既申告額             | 更正（決定）額            |
| 法人<br>税<br>割<br>額  | 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額                      | 円                | 円                  |
|                    | 分割法人の課税標準額                                 | 円                | 円                  |
|                    | 分割基準                                       | / 人              | / 人                |
|                    | 算出法人税割額                                    | 円                | 円                  |
|                    | 市町村民税の特定寄附金税額控除額                           | 円                | 円                  |
|                    | 税額控除超過額相当額の加算額                             | 円                | 円                  |
|                    | 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 | 円                | 円                  |
|                    | 外国の法人税等の額の控除額                              | 円                | 円                  |
|                    | 仮装経理に基づく法人税割額の控除額                          | 円                | 円                  |
|                    | 差引法人税割額                                    | 円                | 円                  |
|                    | 既に納付の確定した当期分の法人税割額                         |                  | 円                  |
|                    | 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額                        | 円                | 円                  |
|                    | 差引納付（還付）すべき法人税割額                           |                  | 円                  |
| 均<br>等<br>割<br>額   | 事務所等を有していた月数(ア)                            | 月                | 月                  |
|                    | 均等割額 × $\frac{(ア)}{12}$                    | 円                | 円                  |
|                    | 既に納付の確定した当期分の均等割額                          |                  | 円                  |
|                    | 差引納付（還付）すべき均等割額                            |                  | 円                  |
| この通知により納付（還付）すべき税額 |  |                  | 円                  |

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第7項及び第34号様式（表）の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市教育プラザ条例施行規則（令和3年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とする。

第6条第6項中「様式第4号」を「別記様式」に改め、同条を第3条とする。

第7条を第4条とする。

様式第1号から様式第3号までを削る。

様式第4号中「第6条」を「第3条」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市民芸術村条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第25号

金沢市民芸術村条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市民芸術村条例施行規則（平成8年規則第82号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

金沢市民芸術村使用承認書

年 月 日

住所

氏名 様

金沢市長

年 月 日付で申請のあった金沢市民芸術村の使用について、次のとおり承認します。

| 使 用 目 的         |        |      |       |     |
|-----------------|--------|------|-------|-----|
| 団 体 名           |        |      |       |     |
| 使 用 日 時         | 使用時間区分 | 使用施設 | 使用者人数 | 金 額 |
|                 |        |      |       |     |
|                 |        |      |       |     |
|                 |        |      |       |     |
|                 |        |      |       |     |
|                 |        |      |       |     |
|                 |        |      |       |     |
|                 |        |      |       |     |
| 合 計 金 額         |        |      |       |     |
| 会 場 責 任 者 の 氏 名 |        |      |       |     |
| 条 件             |        |      |       |     |

附 則

この規則は、令和4年5月19日から施行する。

金沢の文化の人づくり奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第26号

金沢の文化の人づくり奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則

金沢の文化の人づくり奨励金の交付に関する規則(平成元年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 金沢市縁付金箔製造技術研修者

(8) 金沢市縁付金箔製造伝承事業者

別表金沢市伝統産業技術研修者の項中「終了して5年以内」を「終了した50歳未満」に改め、「(県内における研修を除く。以下同じ。)」を削り、同表金沢市伝統産業新規参入研修者の項、金沢市希少伝統産業後継者の項及び金沢市辰山工芸工房技術研修者の項中「終了して5年以内」を「終了した50歳未満」に改め、同項の次に次のように加える。

|                |  |                                |       |  |
|----------------|--|--------------------------------|-------|--|
| 金沢市縁付金箔製造技術研修者 | 縁付金箔の製造に関する知識及び技術を習得し、生業とする意思のある者  | 市長が適当と認める団体又は個人の推薦に基づき市長が選考する。 | 3年以内  | 月額 100,000円  |
|                | 上記の範囲を満たす者又はこの項の月額奨励金の交付期間が終了した50歳未満の者で、縁付金箔の製造を生業とし、後継する意思があるもののうち、知識及び技術の習得を目的とした研修に参加するもの |                                | 1年以内  | 海外研修1回につき1,000,000円を限度とする。<br>国内研修1回につき500,000円を限度とする。 |
| 金沢市縁付金箔製造伝承事業者 | 金沢市縁付金箔製造技術研修者に縁付金箔の製造に関する知識及び技術を伝承する事業者   | 市長が適当と認める団体又は個人の推薦に基づき市長が選考する。 | 3年以内  | 月額(1人につき) 60,000円                                      |
|                | 上記の範囲を満たす事業者のうち、縁付金箔の製造の後継者及び指導者の育成を目的とした研修を開催する事業者  |                                | 30日以内 | 1回につき300,000円を限度とする。                                   |

別表金沢市伝統芸能伝習者の項中「終了して5年以内」を「終了した50歳未満」に改め、同表金沢新文化創造研修者の項中「金沢市伝統産業特定後継者雇用事業者」の次に「金沢市縁付金箔製造伝承事業者」を加える。

様式第1号その1中「及び金沢市伝統産業特定後継者雇用事業者」を「金沢市伝統産業特定後継者雇用事業者及び金沢市縁付金箔製造伝承事業者」に、「又は金沢市伝統産業特定後継者雇用事業者」を「金沢市伝統産業特定後継者雇用事業者又は金沢市縁付金箔製造伝承事業者」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

|                     |     |           |
|---------------------|-----|-----------|
| 令和4年(2022年)3月11日 印刷 | 発行人 | 金 沢 市     |
| 令和4年(2022年)3月11日 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| 定価 120円             | 印刷所 | (株) 共 栄   |
| 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地    |     |           |